

# 利根町不法投棄等 発見通報マニュアル

## 目的

循環型社会構築の障害となる不法投棄をなくし、生活環境や自然を保全し、ごみのない、きれいな町を目指すことを目的としています。

## 不法投棄とは

廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、同法第16条の2では、廃棄物の焼却について「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。①一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却 ②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却 ③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」とされています。

## 不法投棄の刑罰

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」において、上記のような廃棄物の不法投棄・不法焼却の罰則規定は次のとおり重いものです。

**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

## 焼却禁止の例外

政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却事例は次のようなものです。

- ①国及び地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
河川敷の草焼き（河川管理者） 通路側の草焼き（道路管理者） など
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧の為に必要な廃棄物の焼却  
災害時の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲藁焼却など
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
正月の「しめ縄」「門松」等を焚く行事など
- ④農業、林業、又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など
- ⑤焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
落ち葉炊き、焚き火、キャンプファイヤー

# 不法投棄の行われやすい場所と時間

不法投棄は、人目を避けられる夜間や早朝に行われやすく、下記のような場所は要注意です。

当然、不法投棄をした者に処理責任がありますが、犯人がわからない場合、土地所有者が自己負担で処理しなければならなくなりますので、未然防止が重要になります。

未然防止のための「ゴミ捨て禁止」看板は、区長さんを通じて配布いたします。

- ① 山間部の空き地・休耕田など
- ② 民家がすぐ近くになく、周辺からの見通しが悪い場所
- ③ 草が生い茂った空き地
- ④ 主要道から入ったところで、大型車が入れる道幅がある。

その他、出してはいけないごみを悪質にごみ集積所へ捨てていく場合があります。

# 不法投棄等を発見した場合は

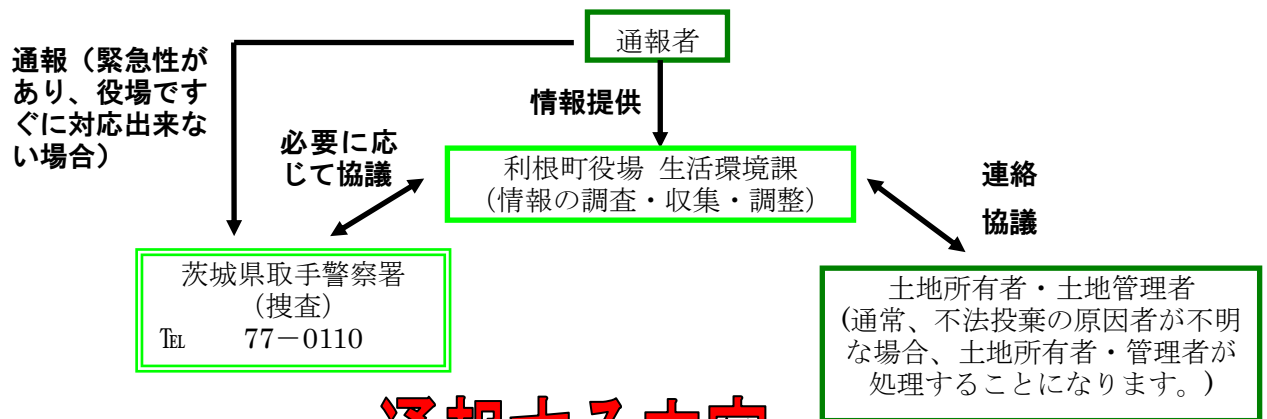
不法投棄、不法焼却を発見した場合は、下記まで情報提供して下さい。他の関係機関と連携して対応致します。

## 情報提供連絡先

利根町役場 生活環境課

TEL 68-2211 (内線238・239) FAX 68-8300

## 不法投棄等発見通報ネットワーク



# 通報する内容

通報する内容は、以下のような情報を御願ひ致します。

- (1) 通報者の氏名・連絡先
- (2) 発見日時
- (3) 発生場所
- (4) 廃棄物の種類 (わかる範囲で結構です)
- (5) 行為者の特徴 (車のナンバー・風貌・人数などわかる範囲)